

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	28,350百万円
H 1 9	27,473百万円
H 2 0	24,376百万円
H 2 1	26,019百万円
H 2 2	25,949百万円
H 2 3	30,420百万円
H 2 4	31,009百万円
H 2 5	33,495百万円
H 2 6	35,631百万円
H 2 7	37,056百万円
H 2 8	38,728百万円
H 2 9	39,195百万円
H 3 0	40,586百万円
H 3 1	40,528百万円
H 3 2	41,703百万円
H 3 3	40,369百万円
H 3 4	41,280百万円
H 3 5	41,984百万円
H 3 6	42,753百万円
H 3 7	43,494百万円
H 3 8	43,852百万円
H 3 9	44,401百万円
H 4 0	44,922百万円
H 4 1	45,662百万円
H 4 2	46,363百万円
H 4 3	46,603百万円
H 4 4	47,265百万円
H 4 5	47,010百万円
H 4 6	47,388百万円
H 4 7	47,661百万円
H 4 8	47,973百万円
H 4 9	48,276百万円
H 5 0	48,307百万円
H 5 1	48,468百万円
H 5 2	48,554百万円
H 5 3	48,584百万円
H 5 4	48,670百万円
H 5 5	48,748百万円
H 5 6	48,542百万円
H 5 7	48,570百万円
H 5 8	48,587百万円
H 5 9	48,578百万円
H 6 0	48,535百万円
H 6 1	48,516百万円
H 6 2	33,190百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五カ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。